

## 2021春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構 成 組 織 名	損保労連
方 針 決 定 日	2021年3月10日
要 求 提 出 日	2021年3月11日
回 答 指 定 日	

要求項目	要求内容
<b>(1) 基本的な考え方</b>	
私たちを取り巻く環境の変化と現在の職場の実態をふまえ、「賃金水準の中長期的な維持・向上」および「創造性豊かな働きにつながる環境整備」をめざす取り組みを徹底的に展開する。	
<b>(2) 基盤整備</b>	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	・(4)「長時間労働の是正」に記載した対策の一つとして、「長時間労働につながる商慣習の見直し」に向けた取り組みを展開する。
・賃金水準闘争を強化していくための体制整備	
<b>(3) 賃上げ要求</b>	
<b>■月例賃金</b>	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	月例給、時間給、臨給・賞与、諸手当などの労働諸条件の改善に取り組む。
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	前述の要求に包含
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	前述の要求に包含
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールを導入	前述の要求に包含
<b>■男女間賃金格差の是正</b> ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	前述の要求に包含
<b>■初任給等の取り組み</b> ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	前述の要求に包含
<b>■一時金</b> ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	前述の要求に包含

#### (4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

<p>■長時間労働の是正</p>	<p>・以下の方針にもとづいた取り組みを展開する。          ●組合員一人ひとりが不安や悩みを抱えることなく仕事と生活の両立ができる環境の実現に向けて、柔軟な働き方がしやすい環境の整備など「仕事と出産・育児、介護、治療の両立」に資するさらなる支援に「見えにくい」前住となる休暇取得の推進や「長時間労働につながる商慣習の見直し」など長時間労働の是正につながるさらなる対策を求めます。</p>
<p>■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み</p>	<p>(3)「月例給、時間給、臨給・賞与、諸手当などの労働諸条件の改善に取り組む」に包含。</p>
<p>■職場における均等待遇実現に向けた取り組み</p>	<p>(3)「月例給、時間給、臨給・賞与、諸手当などの労働諸条件の改善に取り組む」に包含。</p>
<p>■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み</p>	<p>(3)「月例給、時間給、臨給・賞与、諸手当などの労働諸条件の改善に取り組む」に包含。</p>
<p>■テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み</p>	<p>・以前より、多くの加盟単組においては、柔軟な働き方に資する取り組みの一環としてテレワーク制度が導入されており、労働時間管理等の各種ルールについても一定整備されてきたものの、運用にあたっては、コミュニケーションのとりづらさや情報共有のしにくさの観点での課題が確認されていることから、以下の方針にもとづいた取り組みを展開する。          ●組合員一人ひとりが組織全体で一丸となって取り組むことに意義を感じ、職場のメンバーや職場同士がお互いを支えあい、働く場所にかかわらず、人と人とのつながりを実感できる環境の実現に向けて、コミュニケーションを大切にするマネジメントの実践を求めます。          ●組合員一人ひとりが不安や悩みを抱えることなく仕事と生活の両立ができる環境の実現に向けて、柔軟な働き方がしやすい環境の整備など「仕事と出産・育児、介護、治療の両立」に資するさらなる支援に「見えにくい」前住となる休暇取得の推進や「長時間労働につながる商慣習の見直し」など長時間労働の是正につながるさらなる対策を求めます。</p>
<p>■その他          ・人材育成と教育訓練の充実          ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など</p>	<p>・以下(6)「その他」に記載した取り組みを展開していくこととしている。</p>

#### (5) ジェンダー平等・多様性の推進

<p>・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法          ・ハラスメント対策と差別禁止          ・育児や介護と仕事の両立          ・次世代育成支援対策推進法</p>	<p>・コロナ禍であらゆる組合員・社員ががテレワークを利用する状況となり、当事者や職場の状況が見えづらくなかにおいて相互理解に難しさが生じているという実態も確認されていることから、(3)「長時間労働の是正」記載の方針にもとづいた取り組みを展開する。          ・また、「女性活躍推進の趣旨への理解が依然として十分ではないメンバーも一部に見受けられる」といった課題が確認できていることから、こうした課題の解消に向けて、以下の方針にもとづいた取り組みを展開する。          ●組合員一人ひとりが仕事の意義を理解し、主体的に働くことができる環境の実現に向けて、各々の職場のめざす姿やその実現のために取り組むべき施策の趣旨の十分な説明を求めます。</p>
--	---

#### (6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

新型コロナウイルス感染症の影響により大きく変化した私たちを取り巻く環境や職場の実態と諸課題をふまえ、以下の方針にもとづいた取り組みも展開していくこととしている。

●組合員一人ひとりが組織全体で一丸となって取り組むことに意義を感じ、職場のメンバーや職場同士がお互いを支えあい、働く場所にかかわらず、人と人とのつながりを実感できる環境の実現に向けて、コミュニケーションを大切にするマネジメントの実践を求めます。

●組合員一人ひとりが産業を取り巻く環境変化を前向きに捉え、キャリアを着実に形成していくことができる環境の実現に向けて、さらなる支援を求めます。

●組合員一人ひとりが顧客に対してより一層の高品質なサービスや価値の提供ができる環境の実現に向けて、業務の多様化・高度化に応じた業務プロセスの見直しやインフラ整備などの業務削減・効率化のさらなる推進を求めます。